

議会運営委員会

平成30年5月25日（金曜日）午前9時55分開会

出席委員（8名）

委員 長	吉 成 伸 一	副 委 員 長	相 馬 剛
委 員	森 本 彰 伸	委 員	佐 藤 一 則
委 員	大 野 恭 男	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	君 島 一 郎	副 議 長	山 本 はるひ
-----	---------	-------	---------

説明のための出席者

市 長	君 島 寛	副 市 長	片 桐 計 幸
総 務 部 長	山 田 隆	総 務 課 長	田 代 宰 士
総 務 課 長 補 佐	鈴 木 正 宏		

出席議会事務局職員

事 務 局 長	石 塚 昌 章	議 事 課 長	小 平 裕 二
議 事 課 長 補 佐 兼 庶 務 係 長	田 野 恵 子	議 事 調 査 係 長	関 根 達 弥
主 査	室 井 良 文		

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長
3. 協議事項

(1)平成30年第2回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件 27件

・人事案件 2件

・補正予算案件 2件

・条例案件 3件

・承認案件 6件

・その他の案件 2件

・報告案件 12件

(即決案件)

(追加案件)

○議会提出案件

(即決案件)

(追加案件)

②議案に対する質疑・討論について

③市政一般質問(通告者 14名)について

④請願・陳情等の取り扱いと委員会付託について

○新規に受理した請願・陳情 1件(別紙請願・陳情等文書表)

⑤会期及び会期日程について

○会期は、6月1日(金)から 月 日()までの 日間

○日程(別紙案)

⑥その他

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)議会基本条例の検証について

(4)議会運営委員会研修会について

4. 閉 会

開会午前 9時55分

◎開会の宣告

○石塚事務局長 では、皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまから議会運営委員会を始めさせていただきますと思います。

◎委員長挨拶

○石塚事務局長 初めに、吉成委員長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○吉成委員長 皆様、おはようございます。

6月定例議会の前に議運ということでお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。

また、先週は、議会報告会を市内6会場で行いまして、今回はサブタイトルを「なしおふれあいトーク」ということで、一人でも多くの市民の皆さんに参加をいただきたいということで、目標まで掲げて、今回、議会報告会を開催したわけですが、当初の狙いどおりにはいきませんでしたけれども、さまざまな市民の皆様からご意見、ご要望等を伺っておりますので、今後、議会報告委員会を中心となってそれをまとめて、また、市長のほうにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。

また、本日の、下野新聞の一面を飾りましたけれども、日本遺産ということで県内2つ登録をされる中で、今回、本市も含めた那須地区4市町で、二度目の挑戦もした日本遺産であります、開拓史を飾る那須野が原の歴史、これが認められて登録となったということで、市長もコメントを寄せておりました。

我々にとっても、これは大きな、またこの地域

の発展、それから今、DCが行われているわけですが、そういった観光関連に対して、起爆剤の一つになるんじゃないかと期待をしております。

さて、この6月議会、さまざまな議案が提出される予定となっておりますので、委員の皆様のご慎重なご審議をいただいて決定を見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長挨拶

○石塚事務局長 続きまして、君島議長よりご挨拶があります。

○君島議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの吉成委員長のほうもありましたけれども、この那須野が原につきまして、那須野が原開拓浪漫譚という形で、昨日、文化庁のほうから認定がされたところでございます。これが認定されることによりまして、本市を含めまして、近隣の市町におきまして、いろいろな面での活性化のほうに役立つのではないかと思います。市長のほうから、今後、この認定に当たりましての詳しい内容の報告があるかと思いますが、そういう中におきまして、本日、議会運営委員会ということで皆さんにお集まりをいただきました。

次第の中にもありますとおり、27件の、今回、付議事件の提出がございます。そして、プラス議会側のほうにおきましては、陳情が1件という形で出ておりますので、6月定例議会におきまして円滑な議事運営ができますよう、議会運営委員会の皆様におかれましては、円滑な運営ができるような協議をしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◇

◎市長挨拶

○石塚事務局長 続きまして、君島市長よりご挨拶をいただきます。

○君島市長 改めまして、おはようございます。

本日は、平成30年第2回那須塩原市議会定例会に係ります議会運営委員会の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

また、吉成委員長、それから君島議長からお話がありましたとおり、平成27年から、文化庁が進めております日本遺産の認定、これを目指しまして、大田原市、矢板市、那須町との共同で、明治期の華族農場を中心とする那須野が原開拓に関する文化財ストーリー、これをまとめました。平成30年2月に2度目となります申請を行ったところでございます。このたび文化庁から認定の通知がございまして、24日、昨日でありますけれども、認定証をいただいたところでございます。

今後は、この日本遺産というブランド、これを生かしまして、3市1町地域振興、そしておのこの地域の魅力的なまちづくりに大いに活用していきたいと考えておりますので、市議会のご理解、そしてご協力をお願い申し上げたいと思っております。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

さて、今回の市議会定例会にご提案を申し上げます内容でございますが、人事案件が2件、条例の一部改正案件が3件、平成30年度の補正予算案件が2件、各種計画案件が2件、専決処分の承認及び報告案件が10件、繰越計算書の報告案件が5件、公社等の経営状況報告が3件、合計で27件でございます。

議案等の概要につきましては、この後、総務部長から説明をいたさせますが、いずれも重要な案

件でございますので、ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

また、本日は、議会基本条例第11条に該当する計画等に関する協議の場を設定いただきまして、誠にありがとうございます。こちらにつきましても、この後、担当部長から説明をいたさせますので、よろしくお願いいたしますを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○石塚事務局長 ありがとうございます。

それでは、3の協議事項に入ります。ここからの進行は委員長のほうでよろしくお願いいたします。

◇

◎協議事項

○吉成委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

(1)第2回那須塩原市議会定例会について、まずは、①の提出案件についてを議題といたします。

市長の提出案件について、執行部より説明をお願いいたします。

部長。

着座で結構です。

○山田総務部長 はい。それでは、平成30年第2回那須塩原市議会定例会に提案を予定しております市長提出議案につきましてご説明を申し上げます。

今回提案を予定しております案件は、ただいま市長が申しあげましたとおり、27件であります。これら27案件のうち、補正予算、条例の一部改正、各種計画の策定などの、さきの議員全員協議会で担当部局から説明しているものにつきましては説明を省略させていただきたいと思っておりますので、あらかじめご了解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、順次説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページになります。

同意第4号 那須塩原市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案のご説明を申し上げます。議案資料は1ページから3ページに経歴書がございます。

本案につきましては、固定資産評価審査申出事件の審査に当たる合議体を複数設置するため、平成30年4月1日から、その定数を3名から6名に増員している固定資産評価審査委員会委員について、現在選任されております3名の委員に加えまして、斉藤義守氏、平川昌也氏、塩水香代子氏の3名を新たに委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

同意第5号 人権擁護委員の候補者の推選について提案の説明を申し上げます。議案資料は4ページに経歴書が記載されております。

本案につきましては、今回、委員13名のうち1名の委員の任期が平成30年9月30日をもって満了となることから、引き続き大貫憲子氏を候補者として推薦するものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書3ページ、議案第56号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）。

続いて、議案書4ページ、議案第57号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

これらの議案資料は5ページから11ページとなります。このほか別冊の補正予算書及び執行計画書がございます。

以上2件の補正予算案件につきまして、さきの議員全員協議会においてご説明させていただいて

おりますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案書5ページから6ページ、議案第58号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について、議案資料は12ページから13ページとなります。

続きまして、議案書7ページ、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案資料は14ページとなります。

続きまして、議案書8ページ、議案第60号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について、議案資料は15ページに記載をしております。

以上3件の条例の一部改正案件につきましては、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、議案書9ページ、議案第61号 那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画について。

議案書10ページ、議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画について。

これらの議案資料はございませんが、別冊の計画書がそれぞれございます。

以上2件の計画案件につきましては、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、議案書11ページ、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）〕、議案資料は16ページから20ページとなります。

次に、議案書12ページから13ページ、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正〕、議案資料は21ページとなります。

次に、議案書14ページから19ページになります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例の一部改正〕、議案資料

は22ページから43ページに記載をしております。

次に、議案書20ページから22ページ、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕、議案資料は44ページから48ページに新旧対照表を記載しております。

次に、議案書23ページから24ページ、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正〕、議案資料は49ページから51ページとなります。

以上5件の承認案件のうち、承認第1号につきましては、このほか別冊の補正予算がございます。

なお、内容につきましては、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、説明を省略いたします。

次に、議案書25ページから26ページになります。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて〔損害賠償の額の決定及び和解〕、議案資料はございません。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道黒磯西岩崎線を南から北へ走行していたところ、現場を通過する直前、道路上へ倒れてきた樹木に衝突し、車両を全損したものであります。車両の全損により相手方は生活に多大な支障を来し、早急に損害を賠償する必要があることから専決処分をしたものであります。

次に、議案書27ページから28ページ、報告第4号 平成29年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成29年度一般会計当初予算として議決をいただきました継続費に係る予算につきまして、平成30年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして報告をするものであります。

次に、議案書29ページから31ページになります。

報告第5号 平成29年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成29年3月定例会において議決をいただきました一般会計補正予算（第6号）において繰越明許費の設定を行った25件、同（第7号）において追加を行った4件及び平成30年3月29日付で専決処分を行いました同（第8号）において追加を行った1件の合計30件のうち、平成29年度中に事業が完了した2件を除きます28件の繰越明許費に係る予算について、平成30年度へ繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものであります。

続きまして、議案書32ページから33ページになります。

報告第6号 平成29年度那須塩原市一般会計事故繰越し繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告につきましては、平成28年度に繰越明許費を設定いたしまして繰り越した事業のうち1件について、平成30年度へ事故繰越しをしたことから、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものであります。

次に、議案書34ページから35ページになります。

報告第7号 平成29年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、平成30年3月の第1回定例会において議決をいただきました下水道事業特別会計補正予算（第3号）で設定いたしました繰越明許費に係る予算につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をするものであります。

次に、議案書36ページから37ページをお開きい

ただきたいと思います。

報告第8号 平成29年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について、議案資料はございません。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費を平成30年度へ繰り越したことから、同条第3項の規定に基づきまして報告をするものであります。

続いて、議案書38ページになります。

報告第9号 公益財団法人那須塩原市文化振興公社の経営状況報告についてでございます。

次に、議案書の39ページになります。

報告第10号 公益財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について。

次に、議案書40ページ、報告第11号 公益財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について。

これらの議案資料はございませんが、別冊の報告書がございます。

これら3件の報告につきましては、那須塩原市が設立し、または出資している文化振興公社、農業公社及び那須野が原文化振興財団における平成29年度の事業実績及び会計決算、平成30年度の事業計画及び収支予算など、その経営状況等につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものであります。

続きまして、議案書41ページから48ページになります。

報告第12号から報告第15号の4件につきましては、損害賠償の額の決定及び和解についてご報告を申し上げます。なお、これらの議案資料はございません。

初めに、報告第12号について申し上げます。

本件につきましては、平成29年10月23日、那須塩原市塩原地内において発生した事故に関し、損

害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が市道若葉通り線を東から西へ走行していたところ、車両右側の岩盤からの落石により、フロントガラス、ボンネット等を破損したものであります。

次に、報告第13号について申し上げます。

本件につきましては、平成30年3月2日、那須塩原市橋本町地内におきまして発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解をしたものであります。

事故の状況につきましては、強風で破損した黒磯郷土館の屋根の部材が隣接地に落下し、駐車していた相手方車両を破損したものであります。

続いて、報告第14号について申し上げます。

本件につきましては、平成30年2月6日、那須塩原市豊浦南町地内におきまして発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が市道黒磯唐杉線を北東方向に進行中、路面の凍結によりスリップを起こし、停車し切れずに相手方車両に追突、後部バンパー等を破損したものであります。

最後に、報告第15号について申し上げます。

本件につきましては、平成30年4月25日、那須塩原市東原地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手方車両が市道黒磯西岩崎線を南から北へ走行していたところ、市道東原三区横1号線との交差部付近で、道路上の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤを破損したものであります。

以上27件の議案につきまして、市議会定例会への提案を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。関係議案の説明とさせていただきます。

○吉成委員長 説明が終わりました。
質問等ございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 それでは、続きまして、即決案件は
ございますか。
部長。

○山田総務部長 即決の取り扱いをお願いしたいもの
につきまして、8件ほどございます。

初めに、同意第4号 那須塩原市固定資産評価
審査委員会委員の選任について。

同意第5号 人権擁護委員の候補者の推選につ
いて。

これら2件につきましては、人事案件でありま
すので、即決でお願いをいたします。

あわせまして、承認第1号から承認第6号まで
の専決処分の承認を求めることについて〔平成
29年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）〕、
〔条例の一部改正並びに損害賠償の額の決定及び
和解〕の6件につきまして、いずれも市長の専決
処分の承認を求めるものでありますので、こちら
につきましても即決でお願いをいたします。

以上8件についてお願いをするところでござい
ます。

○吉成委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、
質疑等ございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 質疑等がないようですので、議案の
取り扱いについてお諮りいたします。

ただいま説明のありました同意第4号から同意
第5号の人事案件の件及び専決処分の承認案件6
件につきましては、即決扱いとすることで異議ご
ざいせんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取
り扱います。

また、即決案件8件と報告案件12件を除く7件
の議案につきましては、各常任委員会及び予算常
任委員会へ付託することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取
り扱います。

次に、追加議案はございますか。

部長。

○山田総務部長 追加議案といたしましては、8件
ほど予定をしております。

内容といたしましては、まず1番目に、平成30
年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）であ
ります。

本案につきましては、6月議会に係る補正予算
（第1号）提出後に内示のありました、国庫補助
事業に対応するための一つ。それから、先ほど
来、話が出ております日本遺産関連経費に対応と
いうところで追加議案として提出をさせていただ
きたいと思っております。

2番目といたしまして、那須塩原市税条例の一
部改正について。

本案につきましては、条例の改正の根拠とな
ります生産性向上特別措置法、この法律の成立や
交付日などを見きわめた上で議会への上程を進める
必要があったことから、追加議案として提案をし
たいと考えております。

それから、契約の締結についてでございます。

契約の締結につきましては、本定例会の会期中
に3件の締結の見込みがあります。黒磯中学校体
育館及び武道館改築工事、くろいそ運動場第3テ
ニスコート整備工事及びくろいそ運動場第3テ
ニスコート照明設備設置工事について、それぞれ5
月31日に落札者決定予定のため、決定した場合に

は追加議案として提案をしたいと考えております。

最後に、専決処分の報告についてでございます。

専決処分の報告につきましては、本定例会の会期中に3件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には、追加議案として提案をしたいと考えております。

以上8件の追加議案を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○吉成委員長 ただいまの追加議案の説明に対し、質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 質疑等がないようですので、追加議案の取り扱いについてお諮りをいたします。

ただいま説明のありました追加議案8件が提出された場合には、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

課長。

○小平議事課長 現時点ではありませんが、この後、次第④で請願・陳情等の取り扱いと委員会付託についてで内容のご説明をいたしますが、本定例会に合わせ陳情の提出が1件ございました。取り扱いにより審査となった場合、その結果によりましては、意見書の提出が予想されます。

以上です。

○吉成委員長 ただいま事務局のとおり、請願・陳情等の審査結果等によりましては、意見書の提出が予想されるとのことです。その場合には、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑につきましては、先例のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおりとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③市政一般質問についてお諮りをいたします。

今回、14名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり行うことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④請願・陳情等の取り扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等について、事務局より説明を願います。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、新規に受理しました陳情が1件ございますので、別紙請願・陳情等文書表に基づきご説明をさせていただきたいと思ひます。

陳情者の住所及び氏名ですが、市内西三島、さよなら原発栃木県北連絡会代表高嶋幸雄氏、他20名でございます。

受理日は、平成30年5月21日で、代表者本人が

お見えになって受け付けをしてございます。

件名につきましては、東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情でございます。

内容につきまして概要を申し上げますと、東海第二原子力発電所において、過酷事故が発生した場合、それによって放出される放射性物質により、栃木県内で大きな被害が発生するおそれがあります。特に立地する東海村には、原発のみならず、使用済み燃料の再処理、核燃料製造など、多くの原子力関連施設があり、再処理施設にはプルトニウム溶液など、高レベル放射性廃液が保管されており、漏れ出すと、関東一円に人が入れなくなると言われております。放射性物質をまき散らされ、人が近づけなくなると首都圏どころか、日本の壊滅が待っており、過酷な複合事故の懸念があります。このような被害を防止するためには、運転中止のまま廃炉にするしかありません。

以上のことから、東海第二原発の40年を超える運転を認めないことを要望する意見書、こちらを採択し、同意見書を運転期間延長の許可権限、あるいは許可に際して意見を述べる権限を得る関係で、官庁に対して送付するよう陳情するもの、そういうものでございます。

○吉成委員長 ただいま事務局より説明をいただきました。

取り扱いについてお諮りをいたしたいと思いません。

その前に1点確認を皆さんで、ここで共通理解としてしておきたいと思うんですが、那須塩原市議会には、特別委員会として放射能対策検討特別委員会が設置をされております。

それらの設置目的を、事務局から一言お願いします。

係長。

○関根議事調査係長 付託案件について申し上げます。

放射能対策検討特別委員会付託案件、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染等の対策調査検討及び関係請願・陳情等の審査となっております。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、説明を求めたのは、我々の設置している特別委員会においては、あくまでも東京電力福島第一原発で起こったものに対する、そこから上がってきた陳情・請願等に対して付託を受けるという形になっております。今回、陳情内容の題を見ていただくとわかるように、東海第二原発の稼働延長を求めない意見書の提出を求める陳情ということになっておりますので、その点も加味して、この後、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、陳情第1号について、どのように扱うか、皆様の意見をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

[発言する人なし]

○吉成委員長 非常に取り扱い、難しい部分があると思うんですが、率直な皆さんのご意見をいただければと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、今ご説明あるとおり、特別委員会が設置されているんですけれども、それにつきましては、福島第一原発に限定されているということで、そこに付託するということになる、その改正かなんかをしなくちゃだめだということによろしいですか。

○吉成委員長 というか、設置目的に当然かなった取り扱いをしなくちゃいけないということを考えれば、当特別委員会へ付託となった場合には、ちょっと違うような気もいたします。

ただ、この陳情書の理由というところをちょっと読んでいただくと、東京電力福島第一原発所の事故原因がまだ解明されていない中という、文言としては一部入ってはいるんです。ただ、表題は全く違うということです。その辺も少し加味して考えていただいて、最終的に結論を出さないといけないわけですから。

齋藤委員。

○齋藤委員 先ほど当市の設置目的では、今、委員長が説明したように、福島第一原発に関しての特別委員会であるということで、最初は特別委員会に付託したほうがいいのかなどというふうに思ったんですけども、そういう規定がある以上、今回のは東海第二原発の40年の、建設ではなくて稼働の阻止ということですので、私は、総務企画常任委員会が妥当ではないかなというふうに思うんですけども。

○吉成委員長 ただいま齋藤委員から、総務企画常任委員会が妥当ではないかというご意見が出されました。

ほかにございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 おっしゃるとおりだと思います。賛成です。

○吉成委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ほかにないようですので、陳情第1号につきましては、総務企画常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、⑤会期及び会期日程についてを議題とい

たします。

別紙日程（案）がありますので、事務局より説明願います。

課長。

○小平議事課長 それでは、会期日程につきましてご説明申し上げます。

会期につきましては、6月1日金曜日から6月21日木曜日までの21日間を予定しています。

日程につきましては、6月1日開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案の採決。即決議案につきましては、先ほど総務部長から説明があった8件を予定しております。

2日、3日、土日の休会を挟みまして、4日月曜日、5日火曜日、7日木曜日、8日金曜日は市政一般質問とし、4日、5日、7日は4人、8日は2人を予定しております。4日月曜日につきましては、午前9時半より議場コンサートを予定しており、午後1時を計画案件質疑通告書の提出期限として予定しております。

また、6日水曜日は、議案等調査のため休会を予定しております。

9日、10日、休会を挟みまして、11日月曜日は議案質疑と議案の各常任委員会付託及び請願・陳情等の関係委員会付託ということで、先ほど総務企画ということで決定いたしましたので、そちらに付託になると思います。

それから、12日から15日、4日間につきましては委員会を予定し、15日金曜日午後5時を討論通告書の提出期限として予定しております。

16日、17日の休会に引き続き、18日月曜日、19日火曜日を、議事整理のため休会を予定しております。

20日水曜日につきましては、午前10時より予算常任委員会の全体会を、午後1時30分より議員全員協議会を予定しております。

21日最終日ですが、各委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会の予定となります。

以上でございます。

○吉成委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会期につきましては、別紙（案）のとおり、6月1日金曜日から6月21日木曜日までの21日間とし、市政一般質問14人については、6月4日、5日、7日、それぞれ4人と。8日については2人とし、議案質疑は11日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、計画案件に対する質疑通告書の提出期限につきましては、6月4日月曜午後1時とし、討論通告書の提出期限につきましては、6月15日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、6月20日水曜日午前10時から予算常任委員会全体会を、同じく20日午後1時30分から議員全員協議会を予定しております。

次に、⑥その他についてを議題といたします。

今定例会に関しまして、執行部から何かその他ございますか。ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、(1)につきましては以上といたします。

ここで(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてに入る前に、執行部の皆さんの入れかえを

行いますので、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○吉成委員長 じゃ、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

今回の委員会から、議会基本条例第11条に係る計画、協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決、または報告とすることを決定いたします。

この後の議事の進め方について少々ご説明をさせていただきます。

まず、部ごとの説明をいただき、その後、質疑を行って、その上で職員の方々には一度退席をいただき、我々委員で議員間討議を行い、決定を見、その後、再入室を職員の方々にしていただく。このような形にさせていただきます。今回、7つの部に関係する計画等が出ておりますので、多少、出入りがありますが、そのような形で進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、企画部の案件から順に進めてまいります。

企画部からは3件の案件がございます。

執行部から案件の説明をお願いいたします。

○藤田企画部長 よろしくお願いをいたします。

初めに、新庁舎建設基本計画についてでございますが、これから新庁舎建設に向けて本格的に動き出したというところで、既に議決をいただいた構想に基づき、今年度、基本計画を策定していきたいというふうな関係でございまして、計画の中身については、過日ご説明をさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきますが、

スケジュール的には、年内にパブリックコメントまでを終了し、議案の上程の時期としては3月議会を予定しているものでございます。

また、その間、既に先日、第1回の市民検討懇談会を開催いたしました。その市民検討懇談会、それから、議会で設置していただきました特別委員会、さらに、我々も庁内の組織も組織いたしますので、それぞれ情報を共有しながら、キャッチボールをしながら進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、本市と那須野農業協同組合との包括連携協定についてでございます。

こちらのほうは、JAなすの、那須野農業協同組合のほうからお話をいただいた案件でございます。地方創生への取り組み、それから、地域経済の継続的な発展に資することを目的に協定を締結するという内容でございます。協定の内容としては、様式の2にありますように、農協さんです。まずは農畜産物の生産振興、それから農業者の所得増大、さらに地域の活性化、地域住民に必要なサービス提供による地域経済の継続的な発展に資するというような内容でございます。

これまでも本市では、足利銀行、それから郵便局、また、作新さんとの協定等を締結しておりますが、基本的には大きく変わらないのかな。また、JAさんでは、全国的な取り組みで各JAさんが行っているようでございまして、本市のほか大田原市、那須町とも同じような形で協定を締結していきたい。余計な余談になりますが、できれば3市町合同の締結というようなことで、農協さんとしてもアピールをしていきたいというふうなお話は伺っております。

こちらについては、私どもとしては、議案ではなくて、報告事項でお願いをしたいというふうに考えております。

次に、電子市役所計画の策定について、3点目になります。

これまで、既に地域情報化計画ということで、平成19年からインフラ整備、情報通信基盤の整備というところを行ってまいりましたが、今回の電子市役所計画では、そういったものを活用して、さらに多様化する市民ニーズに対応し、また情報通信基盤、それからICT、こういったものをどんどん活用しながら、市民の利便性の向上、それから、行政事務の効率化等を図っていきたいという内容の計画を策定するものであります。

計画の期間については、31年度から33年度まで。こちらについてもスケジュール的には、秋までには計画の案をまとめてパブリックコメント。最終的には調整をしながら、できれば3月の議会に議案として上程をさせていただきたい。

行政全般にわたる計画になるということもありますし、具体的な話になりますと予算的な面も絡んでくる内容でございますので、考え方、取り組みについてご確認をいただき、ともに推進し、責任を分かち合っただけであればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○吉成委員長 ありがとうございます。全ての計画で責任を分かち合っていると思います。

それでは、3件につきましてですが、2件については、新庁舎建設基本計画並びに、今、説明をいただいた電子市役所計画、これについては議決案件ということで出ておりますので、今回にしましては、皆さんからの、特に質疑等いただくのは、もちろんその2件に関しても構いませんが、農協との包括連携協定、こちらについて、もし質疑等がございましたらお願いをいたします。

私のほうから、先に1点確認させてもらっていいですか。

先ほど部長の説明の中で、大田原市、そして那

須町、3市町による合同のというお話がありました。予定としてはいつを考えられていますか。

○藤田企画部長 農協さんからは、できれば6月中にという話は伺っております。

○吉成委員長 6月中でいいんですね。わかりました。

皆さんからございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 説明の資料にあるようですけれども、口頭でちょっとお伺いしたいんですけれども、本市として具体的に、締結をしない場合に比べて、これによって何が制約を受けるとか、何を努力しなきゃいけないとか、そういったことは具体的にはどんなようなことがあるんでしょうか。

○吉成委員長 いかがでしょうか。

部長。

○藤田企画部長 制約を受けるというのは基本的にないのかなというふうに思っております。大きくうたっていますが、なかなかこれだと具体的なもののイメージが難しいかということで、細目的に整理をさせていただき予定であります。

ただ、そちらについても、大体のことは既に取り組んでいることが多いのかなという印象はあります。それをしっかり文書に残してやっていくというところがあり、本市としては、それに基づいてさらに一步踏み込みたいというときには、農協さんとの話が今までより、今までも悪いわけではございませんが、より進めやすくなる。

また、農協さんとしても、こんなものを農協の事業として考えているんだけれども、市ではどうだというような、お互いの意思疎通が図りやすくなるということはあるんだろう。

委員おっしゃるように、これによって何か受けるか、何か負担が生じるかというところは今、想定はしておりません。

○吉成委員長 よろしいですか。

そのほかにごございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ないようですので、質疑を終了することです。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 ここで、議案の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。討議終了後、改めて入室いただきますので、それまで第3委員会室で待機願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

○吉成委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず、新庁舎建設基本計画及び那須塩原市電子市役所計画の取り扱いについては、執行部の扱いは議決案件でありますので、そのような取り扱いで異議ございませんね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、この2件については議決案件といたします。

続きまして、那須塩原市と那須野農業協同組合との地方創生推進及び地域社会経済の継続的発展に関わる包括連携協定について、取り扱いを協議したいと思います。

先ほど執行部の説明では報告としたいということですが、皆さんからご意見をいただきます。いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 今、部長からの説明がありましたが、内容的には今までやってきたこと、さらにこれを

提携することによって進展したいことについては、話し合い、今まで以上にこの協定でしやすいというのですが、また、具体的には多分これとまた別な締結をするときには、案件として上がってくるんでしょから、これに関しては執行部の申し立てとおりの報告でいいのではないかと思います。

○吉成委員長 今、鈴木委員からは、執行部のとおり、報告でいいんじゃないかというご意見でした。そのほかにご覧いませんか。副委員長。

○相馬副委員長 先ほど執行部の説明では、これまで協定を結んできました足利銀行、それから郵便局、それから作新学院等と同じような取り扱いということなんですが、すみません、ちょっと記憶がはっきりしていないんで確認したいんですが、この3つの協定については、全部報告だったんでしょうか。

○吉成委員長 私は報告、そう記憶していますが、間違いないですよ。報告で。作新に関しては、この前やったばかりですから、これはもう既に報告でした。郵便局もたしかそうだったですね。

○相馬副委員長 了解しました。

○吉成委員長 足銀はその後ですね。郵便局の後が足銀。よろしいですか。

○相馬副委員長 はい、ありがとうございます。

○吉成委員長 3件とも報告だけだということです。それでは、ほかにご覧いませんか。確認事項、いいですよ、何かあれば。よろしいですか。〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、案件の取り扱いについてお諮りをいたします。

ただいま意見がありました。本案件につきましては、報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、本案件につきましては、報告案件とすることに決しました。

それでは、ここで執行部入室のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

協議内容について報告いたします。

議決で上がってきている2件につきましては、議決扱いとし、那須塩原市と那須野農業協同組合との地方創生推進及び地域社会経済の継続的発展に関わる包括連携協定については、報告といたしました。

協議内容については以上であります。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

大変にご苦労さまでした。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、総務部案件の協議に入ります。

総務部では2件の案件がございます。

執行部から案件の説明をお願いいたします。部長。

○山田総務部長 総務部からは協定2件の提出でございます。

まず一つ目でございます。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定ということで、協定の締結先といたしましては、株式会社ゼンリン、住宅地図をつくっている会社でございます。

内容といたしましては、このゼンリンより、住宅地図の提供、それからコピーの事前発行です。それから広域地図の提供、それから住宅地図インターネット配信サービスの閲覧、こういうような形を受けるということでございます。

災害発生時には、被害状況の把握、調査把握、それから問い合わせの対応、安否確認等、さまざまな業務の中で住宅地図が大量に必要になってまいります。そのときに、常時用意しておくことは困難ですし、この協定を締結することによりまして、災害中の地図製品の確保を図っていくというものでございます。これによりまして、災害時、速やかな対応が可能となるということでございまして、今回、この締結によりまして、リスクを生じる可能性はほぼゼロだということです。

報告案件とさせていただきたいということで協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして2つ目の協定でございます。

広告付避難場所等電柱看板に関する協定でございます。

締結先は、東電タウンプランニング株式会社、東電関連の広告会社でございます。

内容といたしましては、東電の電柱等に張ってある広告板、この一部に、3分の1程度のスペースになりますけれども、そこに「避難所、黒磯中学校、この先」とか矢印を掲載すると、そういう協定の内容でございます。

この締結によりまして、巻き広告を出すスポンサー、承諾を得れば、そのスポンサーの広告料は若干安くなるというところがありまして、市としては無料で避難場所の案内が表示できるということでありまして、地域貢献型広告と呼ばれるものでございます。これによりまして、避難所への案内、誘導、意識啓発が図れるものというふうに思っております。

同じくこの協定を結ぶことによってリスク等は生じませんので、議会に対して報告案件をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉成委員長 それでは、ただいま2件について説明をいただきました。

これら2件について、皆さんから質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 電柱というのは結構目立つものですが、貼る紙とかいろいろ、景観という話ですが、これは当然避難所ということで必要不可欠かもしれない。こういう感じを見て。

これ、要望があると、この協定を結ぶと、広告主がどんどん自由に、限りなく張ることも起きてくるということはあるんでしょうか。

○吉成委員長 部長。

○山田総務部長 この地域貢献型の広告をやるとかやらないとかは抜きにして、巻き広告ができる区域とできない区域というのが屋外広告物条例で多分定まっていますので、その条例に基づいて、あくまでも巻き広告をやれる範囲というのは決まっています。その中でスポンサーがオーケーすれば、この避難所の案内ができるということですので、これによって景観を無視されるという事態は生じないというふうに思っております。

○吉成委員長 いいですか。

森本委員。

○森本委員 電柱の巻き看板というのはいろんな、例えば交通安全のものとか、そういうものもあると思うんですけども、広告のほうが優先されちゃって、そういう安全のためのものが外されるなんていうことはないという理解でよろしいんでしょうか。

○吉成委員長 部長。

○山田総務部長 あくまでもその電柱に何を張るかというのは多分、東電側の判断というふうになると思うので、例えば、おっしゃったようなものを外して、これを張るという事態は生じないのかなというふうに思っています。

○吉成委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 じゃ、私からゼンリンとの協定についてお聞きをいたしますが、これはもうゼンリン、全国ですから、全国の自治体が既に協定を結んでいる、これから協定を結ぶ、そういう流れなのかが1点。

それから、もう一点。

先ほど部長の説明の中で、災害時には非常に地図の数が必要になってくる。これまでの那須の大水害であったり、当然、3.11であったり、そういった際にはどのぐらいの、実際には地図というのは使用されたんでしょうか。

部長。

○山田総務部長 まず、もう既にほかの自治体もかなり締結をしているところをございまして、ちょっと正確なあれはわかりませんが、かなり多くの自治体が締結をしているというところは間違いないところをございます。

それから、実際の災害において、どのぐらいということになりますと、常時、各課に1冊ぐらい

ずつは住宅地図がありまして、それを例えば道路課なり、総務課なり、いろんな生活環境課なり、かき集めてやるというところで、それを持ち歩いてその現場に行ったりというところで、正確な総数はわかりませんが、かなり需要があるというところは間違いないところだと思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。

ここで議案の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。討議終了後、改めて入室していただきますので、それまで第3委員会室で待機願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、報告とする案件、災害時における地図製品等の供給等に関する協定及び広告つき避難所情報等電柱看板に関する協定についての取り扱いを協議いたします。

まずは、災害時における地図製品等の供給等に関する協定について、皆さんからご意見をいただきたいと思っております。どのように取り扱いますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 対応の理由にあるように、このとおりだと思いますので、報告でよろしいかと思っております。

○吉成委員長 ただいま報告でいいのではないかと、という意見が出ました。

皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、本件につきましては、報告案件にすることに決してよろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 そのように決しました。

続きまして、広告付避難所情報等電柱看板に関する協定について、皆さんのご意見を伺います。

佐藤委員。

○佐藤委員 これにつきましても、先ほどと同じ理由で報告でよろしいかと思えます。

○吉成委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、本件につきましては、報告案件にすることに決しました。

それでは、ここで執行部の入室のため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○吉成委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議の内容について報告いたします。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定並びに広告付地域避難所等電柱看板に関する協定については、報告といたします。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

大変ご苦労さまでした。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、子ども未来部案件の協議に入ります。

子ども未来部では、1件の案件がございます。

執行部から案件の説明をお願いいたします。

部長。

○富山子ども未来部長 それでは、6番の那須塩原市発達支援システム推進計画の策定につきましてご説明申し上げます。調書のほうの確認をさせていただきます。

まず1番目でございます。

計画策定の目的及び背景でございますけれども、発達支援システムにつきましては、子どもの発達段階に応じた総合的な支援を継続的かつ計画的に推進することにより、本システムの基本理念であります、一人一人の子どもが持つ生きる力を地域全体で育む仕組みを推進するという仕組みでございます。

また、発達に支援が必要な子どもと保護者に対しまして、早期からの切れ目のない一貫した総合的な支援を提供できるよう、支援の仕組みをつくってきたところですが、平成30年度で3年が経過することから計画の見直しを行うものでございます。

2番目の計画の概要でございますけれども、那須塩原市発達支援システムの推進に向けて、具体的な事業を展開するに当たりまして、各事業の実施方針、今後の支援の方向性を体系的に示す予定でございます。

また、子ども・子育て未来プラン、那須塩原市教育振興基本計画、その他の第2次総合計画に基づく既存の部門別計画における子どもの発達支援に関する施策について集約し、連携強化を図る計

画にしていく予定でございます。

計画期間としましては、平成31年度から平成33年度までを予定しております。

また、4番目の市民等への効果及び影響でございますけれども、今回のこの計画につきましては、前回の計画では5年間で同意者100名を目標として事業を設定してきたところでございますけれども、募集開始した平成29年度、1年間で121名の方が、このネットワークシステムを利用しております。発達に支援を必要とする子どもとその保護者のシステムに対する期待は大きいものがあり、より一層の支援体制を充実していくことが必要だというふうに思っているところでございます。

市民参画の有無及び内容でございますけれども、ネットワークシステムを利用している方々からの意見の聴取や、あとはパブリックコメントを実施する予定でございます。

総合計画の位置づけとしましては、基本政策7の1、子育て環境を充実させる、具体的な施策としましては、発達支援の体制を充実させるとの計画でございます。

関連法令及び上位計画でございますけれども、子ども・子育て未来プランが上位計画となっております。

上位計画の議決時期でございますけれども、平成27年3月、また中間見直しとしまして、平成30年3月に行っております。

議会への対応及び理由でございますけれども、2番目の議員全員協議会での報告にさせていただきたいと思っております。

理由といたしましては、本計画は、子ども・子育て未来プランを上位計画としまして、その施策を具体的に実施するための計画であることから、議員全員協議会で報告することにより対応したい

というふうに思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○吉成委員長 ただいま説明をいただきました。

皆さんから質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 私から1点確認させていただきたいんですが、ここでいう8番の上位計画の議決時期ということで平成27年3月、そして中間見直しということで平成30年3月。そうすると、今回、報告ということなんですけれども、2月の全員協議会で報告したいということでしょうか。

部長。

○富山子ども未来部長 そのとおりでございます。

○吉成委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 それでは、質疑が内容ですので、質疑を終了したいと思います。

ここで案件の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。討議終了後、改めて入室いただきますので、それまで第3委員会室で待機願います。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、報告とする案件、那須塩原市発達支援システム推進計画について、取り扱いを協議いたします。

委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

佐藤委員。

○佐藤委員 前回の議会運営委員会でしたか、上位の計画とその下にあるということで示されたとおりであるので、これにつきましても上位計画に基づく実施計画であるということで、報告でよろしいかと思えます。

○吉成委員長 そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ございせんか。

〔「はい、ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、皆さんからのご意見としては、今、佐藤委員のほうからありましたように、報告でいいんじゃないかということであります。

それでは、本件については、報告案件に決することによって異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、報告案件といたします。

執行部の入室のため暫時休憩とします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時06分

○吉成委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

協議の内容について報告いたします。

那須塩原市発達支援システム推進計画につきましては、報告案件といたします。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

大変ご苦労さまでした。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、建設部案件の協議に入ります。

建設部では1件の案件がございます。

それでは、執行部からの案件の説明をお願いいたします。

部長。

○稲見建設部長 私からは、道路施設長寿命化修繕計画の策定についてということで、報告案件でお願いしたいということで提出させていただいております。

実は、道路施設の長寿命化計画でございますが、平成25年度に一旦作成をしております。当時は橋梁長寿命化修繕計画という名前でございます。実は、これの上位法が平成26年の7月に改正になりまして、大きく変わりました。このときから、それまでは橋、しかも長さ15メートル以上の橋だけが対象になっていたわけなのですが、この26年の改正によりまして、2メートル以上の長さの橋は全部対象にしろということございました。当時、206の橋梁を予定していたのですが、それによって210の橋に、4本ほどふえたということになります。

もう一つ、大きな改正点は、道路の施設ということで、それまでは橋だけだったんですけども、大型カルバート、ボックスカルバートでつくったコンクリートのやつ、それも入れなさい。それから、そのほかに横断歩道橋、これも入れなさい。こういうことになりました。それから、市で管理しているトンネルも1カ所入れなさいということになりました。それともう一つが、門型標識、これも入れなさいということで、橋だけでなくたということでございます。

26年度に一部改正がありましたので、26年度から再度やり直しということで、この点検の方法も

若干変わりました、それまでは遠望の目視でいいということだったんですが、この改正によって近接目視、すぐそばでじっくり目視しなければだめだと。それから、その修繕の程度を4段階に分けて数値化しなさいというようなことが決められました。

26年度からもう一度やり直しということで、全て年度ごとに進めてまいりまして、今年度、残っておりますのは、12橋梁。この橋梁というのは跨線橋を入れまして、今年度、12やれば終わる。それから門型標識、これはライスラインのところにあります、ライスラインの上についている右に行くくと福島、こっちに行くくと東京という、その標識、その1カ所をやれば全ての点検が終わるということでございます。

今回、報告でお願いいたしますと申し上げましたのは、まず、道路全体の計画そのものは、第2次道路整備基本計画で網羅されているということ。それと、もう一つは、道路にくっついている橋とか、そういう道路本体そのものではない設備ということで、議決まで必要のないようなものなのではないかということでございます。そういうことで今回、報告でお願いしたいということで提出させていただきました。

以上でございます。

- 吉成委員長 確認ですけれども、提出時期は。
- 稲見建設部長 全員協議会でお願いしたいというふうに思っております。
- 吉成委員長 2月ですか。何月の。
- 稲見建設部長 点検が終わってからになりますので、年度の最終のほうの全員協議会でお願いしたいと思います。2月ということになります。
- 吉成委員長 それでは、説明が終わりました。
- 質疑等ございましたら、お願いいたします。
- 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の説明の中で、ここに修繕で出てくる個別の修繕費というのは、最大はどれぐらいのものがあるかというところで。

○吉成委員長 部長。

○稲見建設部長 今回は、全ての点検を終わりにしてから、年度計画をつくって、10年間で修繕をしながら長寿命化するというようなものですから、最大幾らというのはちょっとわからないんです。

ただ、ことしやる予定になっております黒磯駅の東京側にあります長い跨線橋などは、点検費用だけで3,000万円、JRに委託してやるということになりますので、金額自体はこの後の設計になってくるということで、ちょっと金額的には読めないです。

○鈴木委員 そういう調査をやるということですね。

○稲見建設部長 はい。

○鈴木委員 了解しました。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 それでは、質疑を終了いたします。

ここで案件の取り扱いについて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。第3委員会室で待機を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、報告とする案件、道路施設長寿命化修繕計画についての取り扱いを協議いたします。

皆さんからのご意見をお伺いいたします。

休憩 午前11時26分

いかが扱いますか。

佐藤委員。

再開 午前11時27分

○佐藤委員 説明にあったとおり、これは平成25年に策定されたものということで、今回、26年7月に道路法施行規則の一部改正ということで、今までのものより小さいものも拡大的なもので計画をつくるということなものですから、その前段でも議決になっていますので、これにつきましては報告でよろしいかと思えます。

○吉成委員長 そのほかにございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 ないようですので、それでは、本案件について諮ってまいりたいと思えます。

ただいま佐藤委員から報告でいいのではないかという意見が出ております。本案件については報告案件とすることに異議ございせんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○吉成委員長 それでは、報告案件といたします。

ここで執行部の再入室のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○吉成委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議の内容について報告いたします。

道路施設長寿命化修繕計画については、報告いたします。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

大変ご苦労さまでした。

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、上下水道部案件の協議に入ります。

上下水道部案件については、2件の案件がございます。那須塩原市公共下水道全体計画、那須塩原市公共下水道事業計画。

それでは、執行部から案件の説明をお願いいたします。

部長。

○磯上下水道部長 じゃ、改めまして、上下水道部長の磯です。よろしくお願いたします。

一覧表の、私のほうから10番、11番についてご説明を申し上げます。公共下水道の全体計画と事業計画につきましては、関連があるため、2つを一括してご説明させていただければと思います。

こちらの両計画とも、上位計画であります那須塩原市生活排水処理基本構想、こちらにつきましては、平成28年3月に議決をいただいているところです。こちらの構想に基づく実施計画となるものですから、報告案件にさせていただきたいというふうなことです。

それぞれの計画の概要についてご説明をいたします。

まず、公共下水道の全体計画につきましては、こちら長期的な計画を定める、おおむね20年から30年の下水道事業を行う区域を定めるというふうな計画なんですけれども、特に法的な定めはございません。

また、11番の事業計画、こちらにつきましては、おおむね5年から7年の間に事業を実施する計画を定めるというふうなもので、こちらにつきまし

ては下水道法で定めることが義務づけられているというふうな計画になりました。

今回の計画改定につきましては、全体計画におきましては、現在、農業集落排水で行っております南赤田、こちらが浄化センターの老朽化によりまして機能が停止するというふうな事故が発生しております、その都度、応急対応をしているというふうな状況です。こちらの農業集落排水のほうを流域下水道のほうに接続しまして、南赤田の農業集落でやっていた区域を公共下水道の区域に編入するというふうな変更になります。

続きまして、事業計画のほうなんですけれども、こちらにつきましては、下水道法が改正されました、下水道法改正の中で維持管理を行う箇所について、こちらを事業計画に定めるというふうな変更がございました。そちらにつきましては、特に腐食するおそれの大きい排水管、そちらの箇所を明確にして、今後、点検する方法や点検する頻度、そちらを記載するというふうなものです。

あわせて、計画期間が平成33年度までになっているものを、上位計画の生活排水基本構想の中期計画に合わせるということで、平成37年度まで延伸するというものです。

また、東那須野中学校の浄化槽の劣化によりまして、今年度、公共下水道接続の工事を予定しているところなんですけれども、そちらが事業計画区域に入っていないものですから、そちらを、今度、東那須野処理分区のほうに取り込みを行うというふうな計画の変更になります。

概要については以上となります。

○吉成委員長 報告時期はいつになりますか。

○磯上下水道部長 報告につきましては……

〔「30年8月」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、すみません。8月ですね。了解です。

皆さんから質疑ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、南赤田の処理場は、結局、公共下水道に浄化槽を介さないで、公共下水道の管理になるのは直接つなぐという、東那須野処理分区、あれも同じそういうことをするという考え方でまずよろしいでしょうか。

○吉成委員長 部長。

○磯上下水道部長 同じ東那須野中学校も、南赤田の農業集落排水も既存の公共下水道の管に直接接続するというものです。

○吉成委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうすると、東那須野中学校は用地的には問題、特にないんですけども、ちょっと議案質疑みたいになっちゃってすみません。内容、ちょっと確認したいんですけども、南赤田からの処理施設というのは、消防署の前にある施設のことだと思うんですけども、そうすると、あの施設は、今後不要になると。それからメンテナンス費用などは。部署がえですよ。そうすると、同じところでやるんですね。簡単に言うと消防署の前の施設は、今後どういうふうな扱いになるのかなというあたりまでお伺いできるんでしょうか。

○吉成委員長 部長。

○磯上下水道部長 まず、南赤田の浄化施設につきましては、ほぼ接続した後は廃止というふうなことで予定しております。今回、排水処理の基本構想の中で、施設を直したほうがいいのか、それとも公共下水道に接続したほうがいいのかという検証を行いまして、その結果、費用的にも公共下水道に接続したほうが安く上がるというふうなことで協議を進めていたというふうなところになります。

○吉成委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 ないようですので、質疑等をここで終了いたします。

それでは、案件の取り扱いについて、この後、議員間討議を行いますので、執行部の皆さんは第3委員会室で待機を願います。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、ただいまの那須塩原市公共下水道全体計画及び那須塩原市公共下水道事業計画についての取り扱いを協議いたします。

まず、那須塩原市公共下水道全体計画について、委員の皆さんからご意見をお伺いいたします。

いかが取り扱いますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 説明のとおりですので、予算はかかるとはありますが、特に報告で問題ないかと思えます。

○吉成委員長 そのほかございますか、ご意見。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、那須塩原市公共下水道全体計画については、報告案件とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 報告案件といたします。

続きまして、那須塩原市公共下水道事業計画についての取り扱いを協議いたします。

皆さんからご意見をお伺いいたします。

ご意見をお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 これもナンバー10と一緒に、先ほどの説明とおりのことと、若干の追加はあるんですけども、上位計画に基づいた計画ということなので、報告でよろしいかと思えます。

○吉成委員長 報告でいいのではないかというご意見が出ました。

そのほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、ないようですので、本件につきましては、ただいま佐藤委員から出ましたように報告案件にすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、報告案件といたします。

それでは、執行部の入室をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時36分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

協議の内容について報告をいたします。

那須塩原市公共下水道全体計画及び那須塩原市公共下水道事業計画については、報告といたします。

それでは、執行部の皆さんの退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

大変にご苦労さまでした。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時37分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、教育部案件の協議に入ります。

教育部では1件の案件がございます。

いじめ防止基本方針、執行部から議案の説明をお願いいたします。

部長。

○小泉教育部長 教育部のほうで、今回1件、審議のほうをお願いしている案件なんですけれども、いじめ防止基本方針、こちらについては、平成27年3月に策定したものを改定ということになります。中身につきましては、その後、国、あるいは県のほうで基本方針のほうで改定になったということを受けまして、また、3年を目途に中身のほう見直しを行うということで進めている案件ということになりまして、今回、ちょうどその3年目に当たるということでの改定ということになります。

総合計画の中でも学校教育を充実させるというような基本方針、それから具体的な施策、いじめや不登校の問題を改善するというもの、これを受けまして、教育振興基本計画の中でも同じように学校教育の充実という施策の中で、いじめや不登校の問題を改善するという具体的な施策として取り組んでいるものの、その施策についての基本方針ということになります。

スケジュール的には、この後、いじめ問題対策委員会というところで中身のほう、上位計画との整合というところを見直ししながら、最終的には12月の議会に上程をしていきたいということで考えているものがございます。

以上でございます。

○吉成委員長 説明が終わりました。

皆さんから質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、質疑等を終了いたします。

執行部から、本案件については議決で上がってきております。本案件は議決案件とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議がございませんので、本案件は議決案件ということで取り扱いをいたします。

ご苦労さんでした。

それでは、ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時40分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、産業観光部案件の協議に入ります。

産業観光部では、2件の案件がございます。那須塩原農業振興地域整備計画及び創業支援事業計画。

執行部から案件の説明をお願いいたします。

部長。

○小出産業観光部長 それでは、2件ご説明させていただきます。

まず最初的那須塩原農業振興地域整備計画の策定ということでございます。

こちらにつきましては、議案ということで説明させていただきたいと思っております。その理由としては、本計画は、将来にわたって有用な農地を保全、確保するための基本的な方向性を示すためということでございます。

内容についてご説明します。

まず、計画の策定の目的及び背景ということでございますが、この計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法というものに基づいて策定する計画ということでございます。現計画につきましては、平成26年2月に策定しまして、今年度でその計画期間が終了するというので、来年度からの計画を策定したいというものでございます。

計画の概要でございますが、その法律の8条2項に基づきまして、農業生産基盤の整備計画や農地の保全計画を定める基本方針及び農地等の区域や、農業上の用途区分を指定した農用地利用計画を定めるというものでございます。

計画期間につきましては、先ほども申し上げましたとおり、平成31年度からのもので5カ年というところでございます。

市民等への影響、効果でございますが、農業を取り巻く諸情勢や今後の土地利用の動向を踏まえた計画とすることで、農地を保全、確保するとともに、農業の振興が図られるというものでございます。

それから、5番の市民の参画の有無及び内容につきましては、平成29年度に市内農業者3,000人に意向調査を行ってございます。この内容につきましては、新たに農業区域に編入したいかどうかというような内容の意向調査を行っております。

さらに、こちらの計画、まとめましたら、この法11条に基づきまして公告を行いまして、縦覧30日間、申出期間を15日間、設けます。こうした

ことからパブリックコメントの予定はございません。

それから、6番の総合計画上の位置づけ、それから関係法令及び上位計画につきましては、記載のとおりでございます。

最後の、議会の対応及び理由につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、この計画は将来にわたって、優良な農地の保全、確保するための基本的な方向性をまとめたものであり、議会基本条例第11条第2号に該当するものと思われるということでございます。

こちらの説明については以上でございます。

続きまして、その次、創業支援事業計画の変更申請についてでございます。

こちらにつきましては、報告ということで説明させていただきたいと思っております。

産業競争力強化法に基づき、市が民間の創業を支援、事業者と連携して事業を定め、国の補助金を受けるために策定する計画であるためということでございます。あくまで補助金をもらうための計画ということでございます。

内容についてご説明させていただきます。

計画の策定の目的及び背景でございますが、この計画については、先ほど申し上げましたように、産業競争力強化法に基づきまして、地域の創業を促進するための、市が民間の創業支援事業者、商工会ですとか、金融機関等と連携して、ワンストップ相談窓口の設置ですとか、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業事業を定め、国の認定を受けるものということになっております。

本市では、この計画につきましては、平成27年5月20日に最初の認定を受けまして、その後、平成31年3月31日まで延期したところでございますが、さらにこの事業を継続させたいということで、今回、平成33年3月31日までの期間延伸をしたい

ということでございます。

計画の概要につきましては、市が民間の創業事業者と連携して創業支援事業を定め、国の認定を受けることで、創業支援事業者や創業者が、国の支援、補助金等の対象になるものということでございます。また、創業事業を継続的に行うことによりまして、開業しやすい環境を整えるため、既存事業の計画の延長、新規事業の追加を行うというものでございます。

計画期間につきましては、先ほど申し上げましたように、平成33年3月31日までの期間延長ということですが、

それから、市民等への影響、効果ということにつきましては、地域における創業者を支援し、開業しやすい環境を整備することで、地域経済の活性化、雇用の確保を図られるということでございます。

それから、市民参画の有無、それから内容につきましては、こうした内容であることからパブリックコメント等の実施は行いません。

総合計画上の位置づけ及び関係法令及び上位計画につきましては、記載のとおりでございます。

改めまして、議会の対応及び理由ですけれども、この計画は法律に基づき策定し、国の認定を受けるものであると。認定を受けるため国との協議が必要であることから、全協での報告による対応をしたいということですが、

繰り返しになりますが、平成27年度の初認定時、それから、平成29年度の更新のときも全協での報告での対応とさせていただいたところでございます。

説明については以上でございます。

○吉成委員長 説明をいただきました。

皆さんから質疑等ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、質疑がないようですので、終了いたします。

ここで、案件の取り扱いについては議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。第3委員会室でお待ちください。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず、那須塩原農業振興地域整備計画の取り扱いについて、執行部の取り扱いは議決案件でありましたが、扱いについては異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、議決案件といたします。

続きまして、創業支援事業計画について取り扱いを協議したいと思います。

執行部では報告ということでありましたが、皆さん、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがいたしますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○吉成委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 提案理由にもありますように、これは法律に基づいて作成するというので、国の認定を受けるということにつきましては、支援も受けるということ、これは補助金ということになりますので、速やかな変更申請が必要であるため、報告でよろしいかと思っております。

○吉成委員長 そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ないようですので、それでは、本件につきましては、今、佐藤委員からありました報告案件に決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 異議ないものと認め、報告案件といたします。

それでは、執行部の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○吉成委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

協議の内容について報告いたします。

議決で上がっている那須塩原農業振興地域整備計画については議決扱いとし、創業支援事業計画については報告案件といたします。

それでは、以上で産業観光部案件、終了いたしましたので、退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○吉成委員長 休憩前に戻りまして委員会を再開いたします。

それでは、次第(3)議会基本条例の検証についてを議題といたします。

別紙資料について、関根係長から説明をお願いします。

係長。

○関根議事調査係長 今ご案内がありましたとおり、別紙によりましてご説明のほうさせていただきたいと思えます。タイトルは議会基本条例の検証についてでございます。

まず、1番の現状といたしましては、ご承知のとおり、議会運営委員会による自己評価を行いまして、21条について自己評価を終えたところでございます。

2番の課題についてですが、実は、こちらの説明に当たりまして一つご報告があるんですが、先日の議運の中でもお話しさせていただきましたとおり、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長に先日お会いしまして、お話を伺ってきたところでございます。その中で、議運のほうでつくっていただきました評価書を持ちまして相談したところ、なかなかこのままでは評価が難しい、というような大変厳しいお言葉をいただいたところでございます。

主な趣旨は、こちら2番の課題に書いてあります1、2、3に書いてございますので、こちらに沿ってご説明させていただきます。

一つは、1条、2条がそうなんです、いわゆる理念の項目と行動、取り組み項目の整備が入り混じって未整理ではないかというふうなご指摘でございました。

2点目は、自己評価を行ったこと自体は取り組みとして評価できるが、目標をどこに設定しているのか、その目標に対してどうだったのか、評価検証の視点が非常に不明確であるというふうなご指摘でございました。

3番目としまして、2番ともかぶるんですが、目標とする成果、つまりは評価検証の視点が不明確であることから、次年度以降の具体的な行動改善につながるマネジメントサイクル、こちらが働きにくい状況になっているのではないかというよ

うなお話をいただいたところでございます。

そちらのお話をいただいた中で、(1)につきましては下の矢印にありますとおり、理念項目と、行動、取り組み項目の整理をし、また検証する対象、内容を整理する段階と申しますか、ステップを取り入れる必要があるんだろうというふうに考えてございます。

同じように2番につきましても、先ほど申し上げた評価検証の視点、つまりは取り組み項目の洗い出しとデータの収集、例えば議会報告会に何人が来たとか、委員会の中でどのぐらい議案質疑があったとか、そういったデータ収集をする必要があるというふうなことでございます。

それと、もう一つが、エビデンスで書いてありますとおり、今申し上げたような根拠、数値的な根拠に基づいて評価検証する必要があるだろうというふうなことでございます。

それと、3番に関しましては、その取り組み結果を受けて、次年度、どこら辺を目標にするのか、具体的な成果を設定する必要があるだろうと。あわせて、この成果をもとにしたサイクルを回していくことが望ましい、そんなお話でございました。

そちらを受けまして、説明の重複する部分がございますが、3番の今後の進め方、(2)の課題を受けて想定される取り組みですが、(1)番として、内容を整理するステップの導入、3ステップ方式ということで波線の四角に囲んであります。黒丸が既に実施済みのところ、白丸が今後進めていくところになってございます。ステップゼロの検証手順の決定、それから自己評価については、既に終了をしてございます。今後、新たに内容の整理というステップ2と外部評価というステップ3を設けてはどうかというふうなところでございます。

2ページ目に移らせていただきます。

(2)としまして、内容の整理というような中で、事務事業評価と取り組み項目の状況を明らかにした新たな検証シートによる整理というふうなところを書いてございます。後ろについていますカラーのものが新たな検証シートになってございます。

こちらにつきましては、見ていただいてわかるとおり、大きく2つの構成になってございまして、条例の条文が一番上にありますが、その下、1番に取り組み評価、いわゆる事務事業評価を回す、検証するサイクルとなっていますのが大きく1番です。ここで取り扱うのは、先ほど出てきた理念項目ではなくて、取り組み行動評価をする部分でございます。理念項目等については、2番の条文の管理評価というふうな整理になってございます。

ここで留意点なんですけど、ステップ1の自己評価の取り扱いですけれども、新たなシートは、あくまでステップ1の議論を整理するためだけに使いまして、自己評価のやり直しは行わないというふうな取り扱いでいかかというふうなところで考えてございます。

なお、こちらのほう、この1枚、2枚に内容は加えてございますが、これはあくまでイメージしていただくためのものでありまして、内容に意味はございません。ちなみに1枚目につきましては、第1条を取り扱っておりまして、中村先生のお話の中では、こういった理念項目は取り組みとして評価のしようがないので、黄色の右端にありますとおり、評価はありません、評価のしようがないというふうなことでございます。

2に関しましては、いろいろなご意見を頂戴してございますので、そちらは、条文に今後生かす必要があるかないかを判断するというふうなことになってございます。

これに関しまして、3枚目になりますが、3条については取り組み行動が掲げてございますので、

先ほど申し上げたようなさまざまな指標を取り入れた中で、プラン、実施、検証、改善、そしてその改善結果をまた計画にフィードバックしていく、そんなつくりになってございます。

ということで、2ページ目の(3)に戻りますが、マネジメントの改善を、マネジメントサイクルが働く仕組みづくりに、こういったものを生かしてはどうかというふうなことでございました。

今、申し上げました中で少し触れましたが、外部評価を今年度予算に計上してございます。そちらにつきましても、先日、中村健先生のほうにお話し申し上げたところ、1カ月半程度かかりますが、取り組み自体の評価と、評価をどうやっているかという、評価そのものの評価をしますよというふうなお話がございました。

最後にスケジュールですけれども、こちらに書いてありますとおり、当面の目標を、この事務事業評価の結果を9月の決算に合わせて出すとなると、6月中に新たなシートで整理し、7月には外部評価にかけ、最終的な整理、検証をこの委員会でやっていただく、そんな流れになるかなというふうに考えてございます。

なお、条文の改正が必要になる場合については、9月の検証結果の報告をした後、12月等々の中で整理をさせていただければ。そんなふうに考えてございます。

雑駁ですが、以上です。

○吉成委員長 今、関根係長のほうから説明をいただきました。

これまで当委員会において議会基本条例の検証作業を行ってきて、前文から21条までの1回目の検証は終了したわけです。

先ほどお話があったように、これまでも縁の深い早稲田大学マニフェスト研究所事務局長である中村健先生にご相談したところ、厳しい言葉で言

えば、評価に値しないに近い評価書というような形だったのかなという捉え方はできますが、ただ、今回お示しをした、このPDCAサイクルに当てはめて行っていく際の、基礎の資料には十分なり得る検証であることは間違いないわけですね。それをよりわかりやすく、また今後、その基礎データを使うことによって、今後のPDCAサイクルを非常にやりやすくするという観点から、今回、新たにこの取り組みを、もう一度、皆さんと協議しながら進めてまいりたいと思います。

ただし、これまでの評価が全く無になるわけはありませんので、そこはご了解をいただきたいと思います。

それを念頭に置きながら、ただいま説明を受けた中で疑念がございましたら質疑をお願いします。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 では、今、説明を係長のほうからいただいた、この流れで今後進めていくということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 改めてこのシートについては、事務局、それから我々、委員長、副委員長と協議をして、皆さんにお示しができるようにしてまいりますので、すぐというわけにはいきませんから、今後の委員会の流れというのを、ちょっとこの後の委員会が少し先になってしまう可能性はありますが、極力、最後にお示しをした今後のスケジュールに沿った形で、今後進めてまいりたいと思いますので、その点もよろしく願いをいたします。

じゃ、以上でこの項目については終了させていただきます。

続きまして、(4)の議会運営委員会研修会についてを議題といたします。

前回の会議の際に、研修に関しまして、もし希望の研修内容があれば、皆さんからお受けしたい

ということだったわけですが、事務局のほうには届いていないですね、今現在。届いていないということですので、今後の研修について、若干事務局と協議をした結果がございますので、その点について、局長のほうから簡単な説明お願いできますか。

○石塚事務局長 私のほうからでいいですか。

○吉成委員長 はい。

○石塚事務局長 では、一部資料があると思いますけれども、この資料をちょっと見ていただきたい。これありますよね。研修について。

〔発言する人あり〕

○石塚事務局長 配付していない。失礼しました。

配付していると早かったと思ったんですけども、ないということなので、では、前回の議運の中で、私のほうで議運の中での研修ということで、一度、ご提案させていただいた部分があると思います。

それは、一つには、さらに議員の皆様の向上を願ってというところで、内部研修と外部研修を取り組んではいかがかというご提案をさせていただきました。

その中で、先ほど係長のほうからも説明がありましたが、今回、早稲田大学マニフェスト研究所の中村先生のもと、検証等協議をしていた中で、この研修についても、ある程度の対応はしていただけるという下打ち合わせを実はしてきてございます。そういったことで、一つ、外部研修については、時期的につきましては、これからちょっとご相談をさせていただきたいと思うんですが、中村先生のほうと協議を進めて、研修の取り組みをしていきたいというのが1点でございます。

もう一点、内部研修についても取り組んでいきたいというふうに考えているわけですが、内部研修につきましては、基本的には市役所内部の職員を講師として研修をやっていききたいと。ちなみに

今年度につきましては、総務関係の研修で取り組みたい。具体的に申しますと、条例でありますとか、予算、決算、こういったものについて、つくり方、または審査のポイント、こういったものについて研修をしていってはどうかというふうに考えているところでございます。

内部研修、これから協議を進めて、早ければ9月議会前には取り組んでいきたいというふうに考えているところでございますので、内部研修は9月議会の前に、外部研修につきましては9月議会以降に。今後、そんなスケジュールで協議をしていきたいというふうに考えております。改めて調べましたら、皆様方にはご説明を申し上げたいと思いますので、そんな方向でご検討いただければと思います。

以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、研修会について、局長のほうから、あらあら、そういった形で今後進めていきたいということですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、そのような形で今後進めさせていただきます。

先ほどの冒頭でも言いましたが、外部研修については、もし本当、皆さんのほうから、ぜひこういった講師を呼んでほしいというご希望があれば、事務局のほうへ、ぜひ出していただければと思いますので、その点、よろしく願います。

それでは、(5)のその他に移ります。

その他で、皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

〔「委員長、すみません」と言う人あり〕

○吉成委員長 はい、係長。

○関根議事調査係長（全国地方議会サミット2018
の開催について。）



◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは、大変長時間にわたって議
会運営委員会、開催をさせていただきました。全
ての、今回、議案が審議となります。

長時間にわたってのご協議、大変にありがとう
ございました。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時05分